

鳥取県環境影響評価技術指針の改定について

平成 25 年 3 月
環境立県推進課

1. 技術指針

鳥取県環境影響評価条例の規定に基づき、一般的に必要と認められる環境影響評価の項目、調査・予測・評価及び事後調査を適切に行うための手順・手法等について定めたもの。

事業者の行う環境影響評価・事後調査が科学的知見に基づき適正に実施されるようにするために、環境の特性等を考慮した技術的な指針。

2. 改定の趣旨

鳥取県環境影響評価条例については、環境影響評価法の改正（平成25年4月完全施行）や制度を取り巻く社会状況の変化に応じた措置を講じる必要があることから、このたび改正する。

環境影響評価及び事後調査の実施にあたっての技術的な事項を定めた鳥取県環境影響評価技術指針についても、策定後10年以上が経過し、法及び条例の改正や最新の科学的知見を踏まえて、必要な改正を行うもの。

3. 技術指針の構成及び主な改定の内容

第1章 総則

【章の内容】

- ・趣旨や手順の概要等、全体に共通する内容を定めた章

【改定概要】

- ・用語の規定、環境影響評価及び事後調査に係る手順（フロー）を追加

第2章 環境影響評価及び事後調査の内容

【章の内容】

- ・環境影響評価及び事後調査の実施にあたり、具体的な手順及び内容を定めた章

【改定概要】

- ・条例改正に伴い、計画段階配慮事項に係る検討の内容（計画段階配慮書の作成にあたっての手順及び内容）を追加
- ・環境要素の区分に「低周波音」、「日照阻害」、「電波障害」、「文化財」を追加
- ・事後調査報告書の作成時期等に関する記載を追加
- ・条例改正に伴い、対象事業ごとの項目選定例に風力発電所を追加
- ・技術指針策定以降の環境影響評価法及び基本的事項の改正内容の反映

第3章 環境要素ごとの調査等の参考手法

【章の内容】

- ・環境要素ごとに、具体的な調査・予測・評価等の参考手法を定めた章

【改定概要】

- ・環境要素の区分として追加した「低周波音」、「日照阻害」、「電波障害」、「文化財」に係る参考手法を追加
- ・環境保全措置に係る参考手法を追加
- ・技術指針策定以降の最新の科学的知見に基づき、参考手法を追加・変更・更新
 - 大気質：微小粒子状物質に係る調査手法等の追加など
 - 騒音・振動・悪臭・地盤：予測手法等の更新など
 - 動植物・生態系：侵略的な外来種に関する内容の追加など
 - 景観：圍繞（いによう）景観に関する内容の追加など
 - 廃棄物・温室効果ガス：調査の手法の追加など

4. 施行日

平成25年4月1日施行（予定）